## 令和3年度第2回十壤汚染対策検討委員会

令和4年1月13日

【田中課長】 それでは、定刻になりましたので、これより令和3年度第2回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、年始早々のお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。 本日の司会進行を務めさせていただきます環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長の田中 と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの開催とさせていただいております。会議中、音声が聞き取りにくい等不具合がございましたら、事務局までウェブ会議のチャット機能などでお知らせください。また、ウェブでの開催に当たりましてのお願いでございます。委員の皆様におかれましては、御発言の際には「手を挙げる」というボタンがございますが、そのボタンを押してお知らせいただけますようにお願いいたします。また、御発言いただく際はミュートを解除し、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

なお、発言者以外は、会議中はミュートにしていただきますように御協力をお願いいたします。

本日の資料につきましては、説明に合わせて事務局で画面を共有させていただいて表示させていただきますが、通信状態が悪い場合などにつきましては、委員の皆様には事前にデータで送付させていただきました資料、傍聴の方々には環境局のホームページに掲載させていただきました資料をお手元のパソコンで開いていただけますと幸いでございます。

では、次に本年11月に任期満了に伴う委員の改選が行われておりますので、委員の皆様を改めて名簿順に御紹介いたしますので、マイクをオンにして一言いただければと存じます。

まず、名簿順に石﨑委員でございます。

【石﨑委員】 石﨑です。引き続きよろしくお願いいたします。

【田中課長】 大塚委員でございます。

【大塚委員】 大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中課長】 小野委員でございます。

【小野委員】 小野です。引き続きよろしくお願いいたします。

【田中課長】 勝見委員でございます。

【勝見委員】 勝見です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 小林委員でございます。

【小林委員】 小林です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 肴倉委員でございます。

【肴倉委員】 肴倉です。今回から初めての参加になります。どうぞよろしくお願いします。

【田中課長】 佐藤委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 鈴木委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【田中課長】 徳永委員でございます。

【徳永委員】 徳永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中課長】 以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、ここで環境改善技術担当部長の志村から御挨拶をさせていただきます。

【志村部長】 環境改善技術担当部長の志村でございます。本日はお忙しい中、令和3年度第2回土壌汚染対策検討委員会に御出席いただき、ありがとうございます。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今回、任期満了に伴う委員改選後、初めての委員会でございますが、引き続き委員をお引き受けいただきました皆様、ありがとうございます。また、新たに国立環境研究所の肴倉先生に御就任いただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

都の土壌汚染対策に関する状況でございますけれども、幸いにしてここ数年、社会問題となるような事案は発生しておらず、法や条例に基づく制度は一定の機能をしているものと認識しております。一方で、土壌汚染対策制度に関する課題というものは、まだ多々ございまして、調査や対策に関する負担が大きいといった声がございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触での手続も求められているという中で、届出等の手続に関する負担の軽減といった視点もより一層大きくなっているものと思います。

さらには、世界的に、気候危機への対応といたしまして、あらゆる分野においてCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの急速な削減というものが求められておりまして、土壌汚染対策の分野

においてもこれに対応していくことが必要だと考えております。当委員会では、今年度、合理的な土壌汚染対策の推進、土壌汚染に係る情報の公開、環境確保条例における地下水調査等の解説案の作成ということにつきまして議論をしていただいているところでございますけれども、こうした検討を通して課題の解決を図っていきたいと考えております。

本日も、また論点が多岐にわたるところでございますけれども、活発な議論をお願いいた しまして、私の御挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中課長】 では、続きまして設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長の選出は、委員の皆様の互選ということになりますが、どなたか御推薦等はございますでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 これまで議長代理を務められてきて、また、土対法ですとか条例にも大変 精通されている大塚先生にお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

【田中課長】 ありがとうございます。

ただいま御推薦いただきました大塚委員ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田中課長】 それでは、大塚委員に委員長をお願いしたいと思います。

これより大塚委員長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚委員長】 どうも恐れ入ります。そうしましたら、委員長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。一言挨拶をさせていただきます。

2000年に東京都の環境確保条例の中に土壌汚染のところが入ることになりまして、 その審議にも加わらせていただいて以来、東京都さんとは土壌汚染に関していろいろおっ き合いをさせていただいておりますが、前回の環境確保条例改正のときには、土壌汚染に関 しては都のほうが法律よりも先に、2年早く規制を始められたということで、法律との違い が結構出てきてしまっていて、東京都の条例は、それはそれでとてもよいものを作っていた と私は思っていますが、余りにも違うところもあって、関係者の方からは少し問題点も指摘 されていて、前回の条例改正に至ったということがございました。

最近、公害が減ってきていて、それ自体は大変よいことだと思っていますが、公害対策はなお必要なところも結構ございますので、そういう意味では手綱を引き締めていく必要は依然としてあるものと考えています。そうした中、東京都はほかの自治体に比べてもとてもよくやっていただいているというところがあると思っておりまして、頼もしく思っている

ところでございます。地下水の調査なども東京都は日本全国から考えると非常に比較にならないぐらいよくやっていただいているのではないかと思います。ということで、今後とも 土壌汚染対策の検討とか向上とかに少しでもお役に立てればと思っておりまして、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、設置要綱の第5条第4項に定めます委員長の不在のときの代理を指名 したいと思いますけれども、勝見委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょ うか。

(「異議なし」の声あり)

【勝見委員】 ありがとうございます。了解いたしました。

【大塚委員長】 では、勝見委員にお願いしたいと思います。

では、続きまして今回の委員会及び委員会資料の公開・非公開の取扱いにつきまして確認 させていただきたいと思います。今回の委員会の扱いにつきましては、事務局から説明をお 願いいたします。

【田中課長】 今回の会議は設置要綱第8条により公開で行われます。議事録及び会議資料につきましても、設置要綱第9条のとおりといたします。

【大塚委員長】 よろしいでしょうか。特に異議はないようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、これから議題に移りたいと思います。まず、議題の1、持続可能な土壌汚染対策の推進につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【寺崎主任】 寺崎です。では、議題1に関して私から説明をさせていただきます。

第1回のときにこちらのガイドブックの素案を説明させていただきました。その中で御意見をいただきましたので、そちらについて修正、追記、また、事務局から追記・修正した部分について、ガイドブックの案ということで説明をさせていただきたいと思います。

前回の委員会の中でいただいた御意見なのですけれども、全部で9個にまとめてございます。1番目としては合理的な土壌汚染対策の必要性について記載してはどうかという御意見がございましたので、そちらについて追記をしてございます。また、意見の2番目、健康リスクのあり・なしについて強過ぎるイメージがあるということ、あとは留意事項として記載してはという御意見をいただきましたので、こちらについても追記をしてございます。3番目、法的な内容についてあまり載せていない、合理的な対応の概念を載せているということを説明したほうがよいということでしたので、こちらについても追記させていただき

ました。

意見の4番目、地下水汚染に対する位置づけ、こちらもどこかに記載をということでしたので、1ページ使って説明をしてございます。5番目、管理をする土地について、将来世代にも分かるような内容をということ、それから、管理する人、管理の中に入って行動する人、全ての人の理解が必要というような御意見をいただきましたので、こちらについても追記をしてございます。6番目に土壌の3Rです。こちら、レメディエーションについてはリカバリーのほうがいいのではという御意見をいただいております。こちらについてまだ検討中ではございますが、後ほど案を御紹介いたしますので、そちらで説明させていただければと思っております。

意見の7番目です。コミュニケーションについて、利害関係者のコミュニケーションについて説明を入れておりましたが、地域住民等とのコミュニケーションについても重要なポイントですので、入れたほうがよいという御意見をいただいております。こちらについても新たに追加をしてございます。あと、合理的という言葉、こちらもいろいろな強さで使われている。長期的と短期的なイメージなどが混合しているというような御意見をいただきましたので、こちらについても修正をしてございます。9番目の御意見として操業中の対策について、措置が不要な場合の事例に入れてもよいのではということでしたので、こちらも新たに追加をしてございます。

あと、事務局からの大きな修正・追加の内容として、7つありますので、こちらについてもガイドブックの案のほうで御紹介させていただければと思います。こちらがガイドブックの案になります。まず、タイトルですけれども、以前は「土壌汚染に合理的に対応するためのガイドブック」だったのですけれども、こちらにも「合理的」という言葉が使用されておりまして、分かりづらいというような意見もございましたので、タイトルを「持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」と変更してございます。「持続可能な」という文字、こちらについては誰から見ても持続可能というのは1つということ、あと持続可能という言葉自体が今一般的になっておりますので、皆さんに御理解いただけるかなと思い、こちらのタイトルに変更してございます。

次です。表紙から序章までの構成、もともと事例などが入っていたのですけれども、こちらについて削除して、順番を入れ替えるような形で書かせていただいております。内容的には変わっている部分はなく、追加したところがあります。御意見の1つ目として合理的な土壌汚染対策の必要性をということだったので、最初に載せております。世界的な流れですと

か、都の取組、そういったところを追加してございます。

左下の図なのですが、3つの丸と矢印の先、持続可能な土壌汚染対策というものは載せてございましたが、プラスしてピンクの部分を載せております。こちら、基本的に法令で基準不適合土壌による健康被害の防止を行った上で、環境、経済、社会に配慮した対策をしていくという意味でピンクの部分を加えてございます。次からはデザインを変えておりますので見た目は変わっておりますが、内容は大きく変わっておりませんので、説明は省略したいと思います。

意見の2つ目、健康リスクのあり・なしですが、強いというイメージがあるということだったので、「健康リスクあり=健康被害が生じるおそれのある土地」というような注釈をつけております。

意見の3番目、法的なことをあまり載せていないので、こちらにそのことを記載してございます。さらに詳しく知りたい場合は、ほかのガイドラインですとかホームページを紹介する形としております。

意見の4番目、地下水汚染に対する位置づけをどこかに書いてほしいという御意見をいただきましたので、左側の図を1つ加えております。条例で地下水汚染拡大防止区域はというのも書いておりまして、対応が必要ですというようなことも書いております。

意見の5番目です。管理を要する土地についてということで、こちらに注釈として形質変更する場合には届出などが必要になってきますということ、行政が公表をして、その土地について管理していきますということを書いてございます。あと、土壌の3R、3番目のレメディエーションは、リカバリーのほうがというような御意見もいただきました。こちら、もう一度検討してみて、まず土壌の搬出入量を削減すること、例えば舗装をすることだったり、地下水モニタリングをするようなことを考えてみる。その次に資源活用、盛土や埋土、そういったことを考えてみる。その次に、そこの必要な濃度まで下げること、汚染土壌の有害物質濃度を下げることを考えるということ。その3つを考えたときにはレメディエーションのほうがしっくり来ると考えており、今はレメディエーションにしておりますが、こちらについて御意見等いただきたいと思っております。

次です。土壌の3Rに取り組むことで実現できるイメージ図で、もともとトラック等で土壌を搬出するときに $CO_2$ が発生しますというような図が書いてあったのですが、表紙にある3つの丸の図、こちらのほうがイメージ図としては近いと思いますので、こちらに変更してございます。

あと、意見の7番目のコミュニケーションの部分です。利害関係者のコミュニケーションということで、このページは載せてございましたが、プラスしてリスクコミュニケーションという形で地域住民の方、施設利用者等とのコミュニケーションのページを増やしてございます。意思決定をする場合に必ずしも加わるということでもないので、必要に応じて意見交換や情報提供を行うというような書き方で加えてございます。

あと、措置が必要な場合における対応の中には事例が載っていなかったので、3つ加えてございます。こちらに地下水のモニタリングですとか、原位置浄化等を書いてございます。あと、早期の調査・措置の重要性についてです。こちらについては、もともと載っていたのですが、重要ですので見開き1ページを使ってより詳しく書いております。あと、共通事項です。こちらの条例における措置等の選択理由の記載ですが、指針に書かれておりますので、その選択理由のことを書いてございます。その下に記載例としてリデュース、リユース、レメディエーションの選択した理由の例を載せてございます。

次に、GRの紹介です。グリーン・レメディエーションの評価ツールについて、事例の中でこれを使って $CO_2$ がどのくらい削減できるかを計算しておりますのでコラムの中で、説明を加えております。あと、より進んだ取組を目指す方へということでSRの紹介です。こちらも最初から載ってはいたのですけれども、より詳しくホワイトペーパーの紹介等を載せております。

事例集については、大きく変えたところはないですが、御意見の9番目として操業中の対策について、措置が必要な場合についても載せてはどうかという御意見をいただきましたので、事例は加えてはおりませんが、対応の流れのフローの中、操業中からの対応を最初に入れたこと、レメディエーションを選択する場合には操業中からの対応が有効という言葉、また、措置が必要な場合の事例で紹介しておりますので、そちらのページを案内してございます。

大きく修正した点は以上になります。私からの説明は以上です。

## 【大塚委員長】 ありがとうございます。

前回の検討会で委員の方々から御指摘を受けた点に関しまして検討して、作成したということでございますが、御意見はございますでしょうか。勝見委員、お願いします。

【勝見委員】 ありがとうございます。前回、3RのRについて、レメディエーションよりもリカバリーのほうがいいのではないかということで申し上げました。結論から申し上げますと、レメディエーションのほうがいいですねということで撤回をさせていただきた

いと思います。御説明がございましたように、リデュースとリユースで土壌掘削除去をできるだけ削減して、全体的に持続可能な形で土壌対策を進めていくということで御説明をいただきまして、そういうことからすると「レメディエーション」という言葉だとぴったりはまるのかなということを改めて確認をさせていただいた次第です。どうもありがとうございました。

【大塚委員長】 どうもありがとうございます。おそれ入ります。

では、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 今回いろいろと見直ししていただいた点は、私はいずれもよいと思います。 特に「持続可能な」という言葉を使ったというのは、とても理解が進みやすいとなったと思います。ただ、土壌汚染対策に関してはやはり民間の方が、負担感がとても大きいというのも事実だと思いますので、このガイドブックに沿ってできるだけ合理的な行政判断、あるいは指導が行われていくことを期待したいと思います。

【大塚委員長】 よろしいですか。ありがとうございます。

では、小野委員、お願いします。

【小野委員】 今回の修正、大変分かりやすくなっておりますし、いろいろな方へアピールするというか、訴求効果も大変高くなって分かりやすくなっていると思いますので、事務局の御努力に感謝申し上げたいと思います。

1点なのですけれども、データはインターネットでこれだけ閲覧できるという情報、つまり土壌汚染届出台帳のこともこのガイドブックに、どこかに入っているといいのかなと思っています。リスクコミュニケーション、今見せていただいていますけれども、このガイドブック、一般の方も見るというか、不動産業者だったり、工事業者以外の方も見るということでしたら、届出台帳の存在を知らない人もいるかもしれず、情報が広く公開されているというアピールもここですべく、URL等の記載があればいいのかなと思います。ただ、どこに挿入すべきか、よい案がまだ私のほうで分からないので、もしかしたらコラムという形でもよいのかもしれませんが、御検討いただければと思います。

以上です。

【大塚委員長】 今の点、事務局からいかがでしょうか。

【寺崎主任】 御意見、ありがとうございます。台帳を載せるということは検討していきたいと思います。どこに載せるかということは、私も今お答えできないので、検討させていただいてどこかに載せていきたいと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長】 大変いい御指摘、ありがとうございました。 徳永委員、お願いします。

【徳永委員】 徳永でございます。ありがとうございます。今まで委員の先生がおっしゃってくださったように、非常によいドキュメントになったなという印象を持っています。事務局の御尽力に感謝申し上げます。

1点、理解のために、これ、佐藤先生がおっしゃったように持続可能なという意図がこの 土壌汚染対策にあるということで、それを文言に入れることというのはよいと思う一方、これ、持続可能な土壌汚染対策というのは何かというのが明確かどうかは、少し気になるところがございます。すなわち、これは多分、持続可能な地域社会の構築のために必要な、適切な土壌汚染をするためのガイドブックですよね。

【寺崎主任】 そうですね。

【徳永委員】 持続可能なというところだけが切り取って載っかったときに、どう読むのかなというのが少し気になって、ここは、委員の先生方の御意見を少し伺って何がいいのかなというのを一緒に考えさせていただければなという気がします。極端に言うと、土壌汚染対策ガイドブックと書いて、例えば持続可能な社会の実現に向けてみたいなことなのか、そんな書き方もありそうな気がして、タイトルって重要なところなので、議論はしていただいてもいいかなと思いましたということでございます。

【大塚委員長】 事務局、一応、御回答いただいてから議論したほうがいいかと思いますけれども、いかがでしょうか、事務局。時間がかかりそうなら、先にやりますけれども。

【田中課長】 すみません、この次のページのところに持続可能な土壌汚染対策の必要性というところにも少し書かせていただいている内容ということにはなるのですけれども、確かに今、徳永委員がおっしゃるとおり、社会を構築していくというようなニュアンスもあろうかと思います。タイトルについては、こちらのほうとしては、そこを少し略している部分も実際にはあるというところではございますが、少し略しても簡潔なタイトルがいいのではないかと事務局としては考えたところです。

また、土壌汚染対策という言い方自体に関しては、総称といいますか、我々のやっている この土壌に関する土壌環境の保全、これを土壌汚染対策と総称しているというところもご ざいまして書かせていただいていると考えております。

【大塚委員長】 そういう趣旨で、この最初に持続可能な土壌汚染対策の必要性として書いていただいていることが、今おっしゃっていただいたように関係してくると思うのです

けれども、土壌汚染対策、もちろんどんどんやっていかなくてはいけないのですけれども、 他方で、場合によっては費用がかさむこともあるので、その環境負荷の程度を見ながら、ど のぐらいのことをやっていくか。封じ込めだけで終えるとかいうことも含めて、あるいは場 合によってはモニタリングだけで終えるかということも含めて検討していかなくてはいけ ないという、それが環境、経済、社会に配慮したという持続可能な対応の仕方だということ を言いたいのだと思うので、事務局が考えているのは、まさに持続可能な土壌汚染対策だと 思います。

先ほど徳永委員がおっしゃったのは、持続可能な地域のためのというのは、それはそれで確かにそういう見方もあると思いますが、おそらく事務局が考えていた趣旨は、この言葉のほうが適切で、徳永委員がおっしゃることも、もちろんそれはそれで別の観点から大事だとは思いますが、どうしましょうかねということですかね。だから、この表現自体が別におかしいということではないと思うのですけれども、徳永委員がおっしゃってくださったことは、それはそれでもちろん大事なことなのですけれども、少し別の観点にはなるかなとは思いますけれども、ということで、何か御議論、ほかの先生方も含めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【徳永委員】 まず、問題を提起した私、徳永でございますが、今、事務局、それから、 大塚委員長がおっしゃってくださったことはよく理解します。そういう意味で、決して変え たほうがいいということを積極的に言うものでもないのですが、だから、そういう意味で言 うと、すみません、これ、議論をまた元に戻してしまうことをおそれずに言うとすると、合 理的なということがどういうことを言っているのかといったのと同じところに議論が落ち ることになるのかもしれないという懸念もございます。

ただ、持続可能な土壌汚染対策って何かなと思ったときに、その次のページにきちっと最初にそれを書いているという意味で、そこは説明をしていますという立ち位置を取ること自体は十分にあると思うので、そのスタンスで行くということであれば、これでよいかなとも考えます。すみません、混乱させてしまったようで申し訳ございません。

【大塚委員長】 いえいえ。「合理的な」という言葉を別の表現にすることを考えたということですね。事務局としてはね。

【田中課長】 はい。

【大塚委員長】 今の点、ほかにいかがでしょうか。鈴木委員は、今の点も含めての御趣 旨でよろしいでしょうか。 【鈴木委員】 鈴木でございます。

【大塚委員長】 はい。では、お願いします。

【鈴木委員】 私もタイトルには違和感を持った1人です。今出されているページも、持続可能な社会形成のための土壌汚染対策だと僕は理解しています。21ページ、22ページを出していただけないでしょうか。ありがとうございます。この左上の枠書きの中は、「土壌汚染に対する持続可能な対応」となっているんですね。僕は、この言葉が一番何かしっくり来るのかなと思っていて、先ほどの「対策」ではなくて、あそこ、「対応」にしたほうがいいのかなという個人的な感覚を持ちました。そうすると、こういう全体に文章も同じようなトーンになるのかなと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 では、石﨑委員、お願いします。

【石崎委員】 よろしくお願いいたします。私も先日、事前説明を受けた後、読み返していて、やはりまた蒸し返すのかと言われるのですけれども、この事業者側からしますと、タイトルのところのままですと、永遠に土壌汚染対策を続けなければいけないのか的な表題にどうも感じてしまうんですね。事業者側するとです。なので、何か適切な、もっと違う言い方があれば、確かに2ページ目というか、3ページ目、4ページ目でいろいろ書いてあるのですけれども、ただ、表題だけポンと見ると、我々事業者としては持続可能な土壌汚染対策ってずっと、土壌汚染対策を持続可能にするようにずっとやり続けなければいけないのかなという感覚になってしまうというところが1つ。

それから、先だってもやはりおかげさまで1つの事業者が廃業の届けを出すところまで、一応、環境局さんの土壌汚染アドバイザー制度等々使いながら、半年がかりぐらいでこぎ着けたのですけれども、やはりまだまだ難しいので、大塚先生が言われるように。もう少し一般の方でも分かりやすい、あまり専門用語は、使わないわけにはいかないのでしょうけれども、今回のも非常によくできているとは思うのですが、もう少し平易な言い方とか、そういう表現の、これはこれでいいんですけれども、事業者向けですとか、別に中小事業者向けのはあるという話を先日伺っているのですけれども、もしそれをやるのであれば、もっと平易な言い方で一般の方でも分かるような文章の表現にしていただけると助かるなというところではあります。

以上です。

【大塚委員長】 石﨑委員、せっかくだから、何か代案があったらおっしゃっていただく

とありがたいのですけれども。

【石崎委員】 徳永先生が言われているし、大塚先生も言われているんですけれども、これだというのはないのですけれども、単純に事業者側から言うと、今のタイトルだと何か我々事業者はずっと土壌汚染対策を続けて、最終的にはクリーンな土地にしなければいけないのというようなイメージがこの題名からだと、どうもイメージがポンと入ってきてしまうので、もう少し何か違う言い方がないのかなと。逆に委員の先生方に助けていただければと思いますけれども。

【大塚委員長】 はい。分かりました。御趣旨は分かりますが、おそらく都の中の土壌汚染対策を全体として持続可能にしていこうと考えていて、1つの土地に関して何かずっとやり続け、対策を取り続けなくてはいけないということは多分全く考えていないともちろん思うのですけれども、そういうふうに取られるかもしれないということですよね。御心配のことは。

【石﨑委員】 この表題だけ見てしまうと、最初に例えば我々事業者がこの表題、加工物をもらったときに、やっぱり「えっ」と思うと思うんですよね。

【大塚委員長】 それは、そういう誤解を招くということはあり得るかもしれません。 佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 持続可能な社会という言葉がありますが、この使い方は、持続可能な社会というよりは、合理的なというのは何か少しけちったようなイメージがありますよね。お金が安いというね。そうではなくて環境と経済と社会と全部を考えるという意味で、合理的なというと、逆に少し安く抑えようというような誤解をする人がいるかもしれないので、持続可能なというふうにしたというのは、私はいいと思います。その趣旨は、この1枚目の環境、経済、社会と丸く囲んでいるということと、それから、その後の経済で、ふんわりとした言い方ですけれども、私は理解できるということです。

それから、土壌汚染対策を永遠にしなければいけないかというと、これは、この法律の性格上、土地の管理は永遠にしなければいけないんですね。土地の所有者はね。土地の管理の一環として汚染土壌があれば、ある意味で永遠に管理しなければいけないというのは、この法律の宿命なんだと思うんですね。日本国民は永遠に法律を守らなければいけないので、ほかの法律と違って排出を規制するのは、排出をやめれば法律で規制されないわけですよね。でも、土地というのは持っている限り、土地の管理が不要になるという法律はないので、何となく重圧感があるというのは正しいけれども、同時に不動産の管理としての土壌汚染の

管理というのは、ある意味で土地に付随するものとして全ての土地にあるというのが、残念ながらこの法律ではやむを得ないのではないか。むしろ、そういう覚悟が必要だという法律なのではないかなと思います。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

40分までにここを終わることには、私のいただいたシナリオではなっているんですけれども、私は、前のままでも個人的にはいいと思っていますけれども、1つ提案として、「環境・経済・社会に配慮した土壌汚染対策ガイドブック」といって、タイトルもあるかなということを一応、提案させていただければと思います。事務局と何の相談もしていませんので、全く個人的な意見ですけれども、もし「持続可能な」がそんなに気になるのであれば、そういう案もあり得るかなという気は少ししました。佐藤委員がおっしゃったのは、事務局の意図を十分酌み取っていただいた御意見だったと思います。

**看倉委員、どうぞ。** 

【肴倉委員】 ありがとうございます。今、大塚委員長がまさにおっしゃられたタイトルの代案を私も考えておりましたので、大塚委員長の御意見に1票ということで、表紙や1枚めくったところとも統一感が出るかなと思いましたので、「環境・経済・社会に配慮した土壌汚染対策ガイドライン」がよいのかなと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 どうもありがとうございます。

小林委員、お願いします。

【小林委員】 私もタイトル、どちらもあるかなと思っていまして、持続可能を出すのであれば、「持続可能な社会のための土壌汚染対策」とかというのであれば、少しイメージも変わるかなと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 そんなところでよろしいでしょうか。

【田中課長】 事務局のほうとしては……。

【大塚委員長】 はい。どうぞ、お願いします。

【田中課長】 土壌汚染に対して持続可能な対応のためのガイドブックとか、もともとが「土壌汚染に対して合理的に対応するためのガイドブック」という名前にもしておりましたので、その「合理的な」という部分を「持続可能な」にして、土壌汚染に対する持続可能な対応のためのガイドブック、そういった案もあるかなというのは、今、聞きながら考えて

いましたけれども、今、委員長がおっしゃった「環境・経済・社会に配慮した土壌汚染対策 ガイドブック」、それも非常にいいかと思っていまして、今後、少し事務局内でも検討して また御相談させていただければと思います。

【大塚委員長】 はい。すみません。では、そこは再検討させていただきます。

ほかに。ほかの点も含めて全体としていかがでしょうか。小林委員は。お願いします。

【小林委員】 細かいところなのですけれども、20ページのところで、管理を要する土地の説明が20ページにありまして、ここ、丁寧に書いていただいたほうがいいかなと思うのですけれども、形質変更等しなければ健康リスクはないというか、十分小さいとしていただいたほうがいいかなということと、届出や汚染を拡散しない対策って限定しないで、「などの適切な対策が必要」というように少しほかにもあるかと思いますので、書きぶりに気をつけていただけたらと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

事務局、よろしいですよね。

【田中課長】 はい。リスクという言葉の遣い方、健康被害の防止ですとか、何かしら少 し書きぶりは工夫させていただきます。

【大塚委員長】 よろしくお願いします。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、いただいた御意見につきましては、この委員会が最終検討でございますので、委員長預かりとさせていただいて、事務局と協議して決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

では、次の議題に移りたいと思います。議題 2、土壌汚染に係る情報の公開でございます。 事務局から説明をお願いいたします。

【重田課長代理】 続きまして、重田でございます。よろしくお願いいたします。私からは、土壌汚染に係る情報の公開(公表)について御説明いたします。

前提といたしまして、都民への情報の提供は、開示請求があった場合に情報を公開していること。それと、ホームページ等で都が自ら積極的に情報を公表している場合がございます。 第1回検討委員会におきましては、後者の公表について御議論していただきました。現在、都の公表の状況でございますが、法律に基づいて必要な情報を公表しておりまして、土壌調査の結果、基準不適合土壌が確認された土地の情報を公表しています。

【重田課長代理】 都では公益性の高い情報をさらにオープンデータとして公表すること

を目指しておりまして、汚染のおそれのない土地の公表について、御議論していただきました。

2ページ目になりますけれども、検討課題といたしまして、都民や事業者の利用価値が高い土壌汚染に関する情報を公表する範囲・方法を検討するということで、論点①といたしまして、汚染のおそれのなかった土地の公表について、公益となるのか。また、論点②といたしまして、汚染のおそれのなかった土地を公表する場合、どこまで公表することができるのか。例えば住所のみ公表するのか、または地歴年表まで公表することができるのか、その辺を論点として御意見をいただきました。

続きまして、第1回検討委員会での御意見をまとめたものになります。意見①といたしまして、汚染がある、ないにかかわらず、土壌情報は公益となるため、公表したほうがよいという積極的に公表した方がよいとする意見。意見②といたしまして、調査や対策計画での使用ができるため、地番に地歴情報があるのか、ないのかだけでも知りたいという選別して公表した方がよいという御意見。さらには、下段になりますが、個人情報保護法との整合をどのように整理すればよいのか分からないという公表には慎重な意見をいただきまして、課題として、個人情報保護の専門家にヒアリングをした方がよいという結論になりました。

そこで、今回の検討の方向性でございますが、個人情報保護の専門家に相談した上で、汚染のおそれのない土地の公表について、公益性の観点から検討するということで進めさせていただきたいと思います。ここで専門家の御紹介です。東京都情報公開・個人情報保護審議会の委員でございます中央大学の石井夏生利先生にヒアリングをさせていただきました。ヒアリングの詳細につきましては、参考資料に掲載しておりますが、ここでは、御意見の総括をさせていただきます。

最も重要なものを6点載せておりますが、その中でも最重要となるものとして(1)ですが、公表する場合は、公表する必要性(趣旨、メリット)の整理が必要。また、必要なものだけ公表するという個人情報保護に関するデータ最小化の原則を意識し、公表する場合には「なぜ都が公表するのか」について慎重に検討が必要ということでした。

さらに、紐づけられる情報、具体的には届出書には氏名だけではなくて、様々な情報が載せてあります。それらの情報を紐づけて個人が特定される場合があるということで、紐づけ情報には注意が必要ということでございました。また、(4)といたしまして、行政の活動を適法に裏づけるための法的根拠が必要ではないか。また、個人情報について配慮することを公表する際には分かるようにしておくこと。「公表するものはする。守るものは守る」と

いうスタンスが都民や事業者からの信頼も得られ、よい情報公開の方法であるという御意見をいただいております。

ここで、都内部で公表する必要性の整理をさせていただきました。3つございます。広く 関係者で情報共有することにより、土壌中の有害物質濃度に応じた適切な対応が容易とな る。2つ目といたしまして、土壌汚染対策情報に対する透明性・信頼性の確保。さらに、届 出者等の負担の軽減につながるという趣旨・メリットがございます。

以上を踏まえまして、地歴調査の結果、汚染のおそれなしの土地の公表の方向性について整理いたしました。一覧表がございまして、一番左側の過去の履歴というところに届出書に記載されている項目を並べてございます。ここで公表するとしたものにつきましては、調査対象地の地番については、規則改正した上で公表するという整理にしております。それ以外のものにつきましては、目的のために必要ではないことから、さらなる検討ということで整理いたしました。

ここでは地歴調査の結果、汚染のおそれのない土地の公表のイメージを示してございます。このような一覧表で公表する予定でございまして、受理番号、調査対象地(地番)、届出年月日、調査結果を載せる予定です。ただし、地番は変更になることもございますので、届出時点の地番であることを注意書きさせていただきます。また、汚染が確認されなかったことを汚染がないと信じてしまうことの危惧に対する配慮として、※2を記載する予定でございます。

続きまして、土壌調査を実際に行った土地の公表のイメージです。具体的にはボーリング 調査を実施しまして、汚染なしの土地の公表の方向性でございます。こちらにつきましては、 調査範囲とか、汚染のおそれの区分、調査結果など詳細な調査データも届出書に記載するこ とになります。この場合においては、調査対象地の地番以外に汚染のおそれの区分とか、調 査範囲、調査地点、調査データを規則改正した上で公表するという方向で考えております。 それ以外のものにつきましては、引き続き検討が必要ということで整理しております。

資料に示しているのは汚染のない土地の公表のイメージです。実際に平面図に10メートルメッシュを切ったものに土壌状況調査の結果を図のように公表する予定でございます。 アスタリスクのとおり、土壌調査を実施した土地は、全分析データを公表いたします。また、 適用している基準は、届出時点のものであるということを注意書きさせていただこうと考えております。

最後の資料になりますけれども、現状の届出の範囲、矢印があって、今後の公表の範囲と

いうことですが、現在は青い枠組みの4割部分、汚染があったところの情報を公表しておりますが、将来的には今後、公表なしの部分、約6割の部分も公表していくという形になります。

説明は以上でございます。

【大塚委員長】 ありがとうございました。

ということでございまして、個人情報の専門家にも相談していただいて、その結果を踏ま えて、汚染のおそれのない土地の公表の方向性について検討しているということでござい ます。これにつきまして御意見はございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。ちょうど今、8ページが出ているので助かるのですけれども、まず、今回の整理の中で地歴調査と、それから、その後の土壌調査を分けて今整理されているのですが、個々の内容について特には問題ないと思います。最終的に、まずどのような見せ方をするかというところ、ちょうどこの8ページにありますが、汚染のおそれなしというふうに地歴で終わった場合には、その後の調査、土壌調査はありませんのでそれでオーケーとか、おそれありだった場合には、ここで終わるのではなくて、必ずこれ、汚染が認められなかったところの台帳ですから、次の土壌調査がありますので、その調査結果のところに地歴調査までで終わったのか、地歴調査プラス土壌調査をやったのかということが分かるようにしてしまえば、一応、公表するのは、このシートで公表すればいいのかなと思いました。以上です。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【重田課長代理】 御意見、どうもありがとうございます。調査結果のところに続きまして載せるのか、また、備考欄に載せるのか、今後引き続き検討させていただきたいと思います。 ありがとうございます。

【大塚委員長】 はい。分かりました。

では、石﨑委員、お願いします。

【石崎委員】 よろしくお願いします。1点目は、この6ページにある関係者、関係者というのはどの辺までを想定されているのかなと。情報をいただいてからいろいろ読ませていただいた中で、私も例えば開発業者といいますか、地域の不動産屋さんですとか、そういうコミュニティーに関係しているようなところであれば、当然、その場所には精通しているわけなので、ほぼほぼ分かるはずなんですね。

そうなると、この関係者という方向、都として見ている関係者という方向性というのは、

大規模開発のデベロッパーのようなものですとか、あとは、よく都道府県、例えば23区ですと区とかでもいろいろ開発とかもしていますけれども、そういうところを関係者というふうに一括りにしているのか。関係者と一言でこうなっているんですけれども、どの辺のところを見ているのかなという、視界的にですね。

それと、前回少し事前説明会のときでもお話ししたのですけれども、この公共の利益に資するという、一言でよく済ませられてしまうのですけれども、公共の利益って果たして何なのだというところもあるので、その辺、どの辺を見ていらっしゃるのかなというのを説明していただけるとありがたいなと。

以上です。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【重田課長代理】 石崎委員、どうもありがとうございます。関係者の範囲でございますが、先ほどのガイドブックにもございましたリスクコミュニケーションのところに載せております、例えば土地の所有者ですとか、あと開発事業者、もちろんデベロッパーも含まれます。さらに工場の事業主とか、工事施工者、あと指定調査機関様のような専門技術者などを想定しているとともに、これは関係者とは言わないのですけれども、施設利用者等、適切に情報提供した方がよいと判断できる相手には、情報提供させていただくことを想定し、関係者としております。

2つ目の公共の利益というものでございますが、今、6ページ、挙げておりますけれども、これは上段の1番目の丸と2番目の丸というところで、例えば土壌中の有害物質濃度に応じた適切な対応というところが合理的な対応につながっていく、持続可能な対応につながっていくということと、あと、土壌汚染対策情報に対する透明性・信頼性の確保というところで公益性というのが担保できるのではないかと思っております。

【石﨑委員】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 最初のほうのお答えに関しては、公表というと一般的に公表してしまうように思われるのですけれども、事務局はこれ、限定して公表するというお考えということですか。

【田中課長】 いえ、ネットで広く公表という形です。特にそのときに現場に関わる関係 者は誰なのかといったことを今具体的に御説明したつもりですけれども、都民の方々に、広 く公表していくということを考えております

【大塚委員長】 ということで、大事なのは……。

【石﨑委員】 ただ、何となく、私、これ見ていると、開発業者向けという感じがどうしてもしてしまうので、なので申し訳ないんですけれども、あえて質問させていただいたというところがあるので。分かりました。

【大塚委員長】 分かりました。事務局は、だから、都民に公表することを考えている中で、こういうふうに書いていらっしゃるということということですか。

【田中課長】 そのとおりです。はい。

【大塚委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 鈴木です。今の続きになってしまうのですけれども、やっぱり公共の利益という考え方の中には、環境の保全もありますけれども、安全・安心という話もあると思います。都民の方々が例えば隣の土地の情報が何も分からないということよりも、当然、汚染がなかったよということが情報として出てくるということは安心につながるわけですね。そういう意味で公益性はあると私は理解しています。

以上です。

【大塚委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 今の、こういう情報を出すのは非常に大事だと思っておりまして、また、都民の安全・安心に係る情報ですので、その伝え方は大事だと思うんですね。気になるのは、おそらく今の台帳の情報公開システムにリンクして情報公開されるのではないかと思うのですけれども、これ、情報だけ検索できる形になっていまして、基準超過というのがどういう意味を持つのかですとか、そういう情報とリンクするような、説明するようなページともリンクしていただけると、その基準超過イコール健康被害の発生ではないのだというような、そういうこととリンクして都民の、不要に不安にさせてしまうようなことがなくなるのではないかと思っていまして、ぜひ先ほどのガイドブックをリンクするのでもいいのかもしれないのですけれども、御検討いただけたらと思います。

以上です。

【大塚委員長】 大事な点だと思いますけれども、事務局、よろしいでしょうか。

【重田課長代理】 ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

【大塚委員長】 我々にとっては常識的なことでも、一般の都民の方には不安をあおる可能性もないわけではないので。

【田中課長】 そういった情報公開とリスクコミュニケーションというのはセットだと 思いますので、その辺も踏まえて公表していきたいと思います。ありがとうございます。 【大塚委員長】 気をつかっていただけるとありがたいと思います。

ほかには、いかがでしょうか。徳永委員、お願いします。

【徳永委員】 徳永でございます。今の議論を伺っていて思ったのですけれども、例えばこういう情報を見る方は、今、皆さん、委員の先生方が懸念されていることを理解しましたみたいなことをチェックしないと進めないわけですけれども、そういう意味で、見る方々のリテラシーがちゃんと確保されているということをもって情報を公開する、公表などということができると、その部分のデータを提供する側のお立場としてのある意味の安心感も確保できるのかなという気がするのですが、そういうようなことというのは技術的もしくは物事の進め方として可能なのでしょうか。もし可能であれば少し考えていただいてもいいかなと。

【大塚委員長】 事務局、いかがですか。

【重田課長代理】 御意見、どうもありがとうございます。今の公開台帳にもそのようなやり方で公開しておりまして、こちらの新たに公表するものにつきましても、そのようなやり方で進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【大塚委員長】 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。確認したいのですが、現在、台帳については、どういうことをやっていらっしゃるということでしたでしょうか。

【重田課長代理】 事前に配慮すべきとか、注意書きのようなことが書いてございまして、 そこに同意していただいてから検索サイトに入るようになっております。

【大塚委員長】 そういうことですか。はい。分かりました。では、それは工夫していただければと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、全体を通じて何かございますでしょうか。よろしいですか。では、本件に関しましては、今の議論を踏まえて進めていくということでよろしいでしょうか。委員の 先生方の御指摘を踏まえて、公表案を事務局で検討することにさせていただきたいと思います。

【重田課長代理】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 どうもありがとうございます。

では、議題の3に移りたいと思います。条例における地下水調査方法等解説資料の作成に 移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【須藤課長代理】 土壌担当の須藤と申します。私から地下水マニュアルの作成について、

中間報告をさせていただきます。

第1回検討会の際にマニュアル作成に当たって幾つか検討事項をお示しさせていただきました。その中で地下水調査に当たって考慮すべき、都内の地質や地下水の状況等について、都側からお示しできていないというところがあり、こういった事情を踏まえ、これまで都で受理している調査報告等から、地下水や、地質の傾向等を整理して、こちらをマニュアルの中でまとめていくということで、今年度データ収集を行っています。本日は、このデータ収集について現在行っている内容と進捗具合について主に御説明をさせていただきます。

まず、集計データの基礎情報でございますが、集計対象につきましては、過去10年の土 壌汚染状況調査結果報告書及び多摩地区については、23区に比べ案件数が少ないことか ら、措置完了報告書も対象にして集計を実施しています。現在の進捗は、全3,000件目 途の中で約1,000件弱程度完了しています。集計内容につきましては、汚染状態や地形、 地質の情報といった主に5つの情報に着目して集計しています。

続いて、今回データ集計に当たって東京都内を5つの大きな地形区分に分類して集計を行っております。西から概ね山地、丘陵地、台地、低地、埋立地と区分をしており、この大区分の下に形成年代に応じた細区分を設定しています。また、地形区分とは直接関わりはありませんが、埋立地については、現行の条例で規則55条第3項地域と定義し、地下水調査を行わないことができる土地を設定しているため、埋立地については、その規則55条第3項地域とそうではない地域に区分して集計をしています。

都内では、台地と低地における届出が多いため、こちらのスライドで両地形の断面図と帯水層の概要を掲示しております。台地については、先述のとおり、形成年代に応じて細区分を行っています。低地につきましては、前スライドのとおり、荒川側の低地部と多摩川側の低地部が存在するため、これらを区分して集計を行っています。また、台地部を開析した谷底低地につきましても、低地の区分で今回は集計をしています。

地域ごとの集計と土質区分について、現段階では、西から多摩西部、東部、23区西部、 東部という4つの区分で集計して分析を行おうと考えています。ただし、後述しますとおり、 山地、丘陵地区分はデータ数が少ないため、今後のデータの吸い上がり方を見ながら、地域 区分については決定をしていきたいと考えております。

土質の区分は、原則土壌汚染対策法における地下水汚染到達ツールに記載の分類に準拠 しております。これに加えまして、都内は埋土が存在する地域が多いので、この5つの区分 に埋土を加えて6つの区分で今回集計を行っています。 本スライドから集計データの内容になります。まず、全届出を対象に届出契機別に表した ものが①になります。集計の都合上、法3条と法14条契機の報告書を中心に吸い上げてい るところであり、今後、法4条、条例契機の報告書について集計をしていく予定です。

続いて届出のうち、汚染の有無と調査段階別について示したものが②になります。法14条契機を先行して集計しているため、暫定的に汚染有りが多い傾向となっています。また、汚染があった場合の調査段階ですが、法令上は概況調査のみ必須なところ、汚染有りの約7割について深度方向の調査を実施していることが現状分かっております。

今度は汚染有りの届出のみを対象として、その届出を地形区分毎に集計したものが③になります。先ほど申したとおり、山地、丘陵地は、ほとんど届出がなく、台地、低地、23区については埋立地に届出が集中しています。また、汚染があった場合の地下水調査件数をまとめたのが④で、約6割強の割合で地下水調査まで行っているということが分かっております。

④表の欄に地下水有りと地下水無しという項目がありますが、地下水調査を実施して、実際に地下水が取れたものを地下水有り、地下水が取れなかったものについては地下水無しと分類しています。この地下水無しは、深度10メートルまでボーリング調査を実施したが地下水が確認されなかったので、地下水無しと評価しているものが該当します。多摩と23区を件数で比較するとほとんど差はないように見えるのですが、地下水調査実施に対する割合で見ますと、23区に比べ多摩地区のほうが地下水が取れていないという事例が高い傾向となっています。

地下水データについて、地下水の状態等により区分したのがこちらの表になります。まず、 地下水と区分したものについては、一般的に文献等で言われている不圧帯水層帯で取れて いると判断したものになります。一方で、不圧帯水層帯の地下水なのか、宙水なのか判断が 難しいについては、現状一律、宙水という区分にしております。この地下水、宙水の区分け は難しいため、データを集計しながら、今後より精査をしていきたいと思っています。

また、届出の特性上、一部データが確認できずに地下水か、宙水かを分けるものが難しい ものについては、その情報量に応じて不明①②という区分で集計しています。地下水が確認 されなかったものについては、先述のとおり、水無しで区分をしています。

続いて、地形の細区分毎の地下水データの集計結果が本スライドです。多摩については全体的に母数が少ないというところもあり、特筆した傾向というのはまだ見えてきていないですが、全体を通じて地下水が取れていないという事例が多く見て取れます。

23区内についても、台地部については水が取れていないという事例が確認されています。また、地下水と宙水の区分けについては、今後精査を行っていきたいと思っています。

本スライドでは集計を行っている地下水データを例示しています。低地部については、有楽町層と呼ばれる地層が存在し、この上部に砂質の帯水層があり、この砂層の中で採取している例が①になります。その他の事例として、この砂層の上部に地下水が存在している場合や、明確に帯水層と呼ばれるような層が存在しない中で、埋土の中にたまり水のようなものがたまっているといった事例が低地部では見られます。

台地部については、基本的にはロームの下に砂礫層が存在し、この砂礫層中に地下水が存在しています。低地と比べ台地は、地下水が深いところにあります。①の場合は、きちんと深度10メートル以深もボーリング調査をして地下水を確認していますが、③の場合は深度10メートルで掘り止めてしまっているので、おそらくこの下に地下水が存在するのですが、それを確認せずに終わっている事例が多く見られます。

また、②のようにロームと砂礫層の間に、凝灰質粘土といった水を通しにくい層が存在する場合があり、この凝灰質粘土層の上部に地下水が宙水として存在している場合もあります。

今後の予定ですが、年度末までに残りの2,000件弱について集計を終える予定です。 地質・地下水の状況を踏まえた技術的解説については、東京都内に特化し、5つの項目に着 目して執筆を行っていきます。この中で地形地質情報の入手というものを挙げております が、地形や地質について詳しい方ばかりではないため、調査をする際に役立つ、情報入手先 等を提示できたらいいなと思っております。

最後に地下水調査の考え方について、例えば先ほど低地で示した③のような状態の地下水を土壌汚染に起因する地下水調査の対象とすべきかどうかといった議論や、台地、低地である程度特性が見えてきましたので、その特徴ごとに地下水調査をどこまで求めるのか、または地下水調査の中でどういうところに配慮して調査を行っていくのか、そういったところをこういった模式柱状図を示しながらまとめていきたいと思っています。

以上でございます。

## 【大塚委員長】 ありがとうございました。

地下水データの集計の中間結果の報告につきまして、それを踏まえた都内のエリア別の 地下水特性に関する考察を行っていらっしゃるということでございます。これにつきまし て御意見はございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。 【鈴木委員】 鈴木です。ありがとうございます。非常に精力的に調べられているということですごく評価できると思います。この中でやはり一番気になるのは、先ほどもございましたが、宙水の採取例が非常に多いということだと思います。特に台地部のほうで、先ほどの図にもありました。次の13ページ、真ん中の②のような事例、凝灰質粘土が難透水層になっている。これは水付きロームと地質学的には言うのですけれども、水中で堆積した火山灰が難透水層になる。こういうところは、宙水とはいえ、かなり恒常的に1年間ほとんど地下水を持っているような状況が発生します。ですので、この水付きロームの考え方を今後の中できちんと整理していただければと思います。

それから、低地部についてもやはり宙水が多いのはちょっとびっくりしたのですが、おそらく前のページにある②の例のように、水位が盛土の中にあるということだと思いますので、そこら辺、盛土内の水位を測ったり、測っていないというような、ただ宙水というよりは、そこら辺の観点も含めて整理を進めていただければいいのかと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【須藤課長代理】 鈴木先生、ありがとうございます。まず、台地の水付きロームのお話ですが、おっしゃるとおりでございまして、まさに東京の台地の特性だと思っています。台地における地下水の状態をマニュアルの中で示しつつ、どの地下水を狙って調査を行うべきかというところを示していければと考えています。

また、低地のお話ですが、おっしゃるとおりで②のような状態は判断が難しく、③もどのように扱っていくかというところは、今後の検討課題だと思いますので、御意見をいただきながら、ここら辺を整理していけたらと思っております。

【鈴木委員】 よろしくお願いします。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

では、小野委員、お願いします。

【小野委員】 大変興味深く、東京の地質の状態をいろいろレポートしていただいて、それはそれで大変興味深く拝聴しました。この文書の位置づけというか、最終的にどんなアウトプットになるのかということで確認します。「条例における地下水調査等解説」というタイトルなのですが、結局は調査方針の決め方を解説するという理解でよいですか。もっと平たく言うと、地下水調査を行わないことができる要件というのは、こういう事例ですという

ことを示すようなガイドラインになっているとするのが最終的な姿という理解でよろしいでしょうか。確認をさせてください。

【大塚委員長】 事務局、お願いします。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。まず、条例における地下水調査の方法については、条例の指針の中で規定をしており、その考え方については施行通知に落として解説をしています。検討事項①のフローの考え方については、施行通知に記載しており、現状は、地下水調査を行わないことができる考え方ですが、もう少し発展させて、条例における地下水調査を行う場合の技術的な助言ができるマニュアル的な位置づけのものを作成していきたいと思っています。

【小野委員】 ありがとうございます。ということは、指針の下につく、かなり詳細な手順みたいな感じになるのかなと、そういう理解でよろしいでしょうか。

【須藤課長代理】 はい。その通りです。

【小野委員】 じゃあ、これを御覧になる方は、地質関連の業者ということですね。いや、 誰に向けて書くのかということでも、含めるべき情報とか、書きぶりが違ってくるかなと思 ったので質問させていただきました。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。まずは、フルスペックで作成を行い、その後、 対象者に応じた形で文章の書き分けや、解説がもう少し必要であれば加筆を行い、解説本を 作っていけたらと考えております。

【小野委員】 まずはフルスペックということで理解いたしました。ありがとうございます。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 この地下水調査の必要性ということを判断する上で、飲用のリスクというんですか、これ、飲用するようなものなのかということは、とても重要な要素だと思うんですね。それで、何かあまりそこがはっきりしていないような気がするのですが、それからもう一つ、23区で非常に調査件数が多い。それから、深度調査も多い、地下水調査も多いという結果が出ているわけですよね。

23区はほとんど水道が普及していますので、将来にわたって井戸水を中心とするというスタイルはおそらくないでしょうし、それから、開発される土地はかなりの確率でマンションだと思うんですね。マンションか工場、あるいは商業用地とか、ということで開発され

るためにこの14条の申請をしている人たちというのは、多分、そこで地下水を飲むという ことを考えていなくて、その近隣の人たちもあまりそういうことを考えていないところで、 こういう調査が非常に行われているというのは、結果として、それが持続可能な社会と経済 と、土地の利用の活性化とか、地域の活性化というのに役に立っているのかという観点があ ると思います。

この調査結果自体、私はとても有効な結果だと思うんですね。これを宙水をどうするかということに単に使うだけではなくて、今後、東京都の土壌汚染対策というのが持続可能なものであるためにはどうあるべきかとか、それから、土地の利用とか、有効利用という観点から、どこまでそういうコストをかけるべきかという観点からも活用するデータにしていただきたい。私の意見としては、23区で、しかも、臨海地に近いようなところで過大なコストをかけて地下水の対策をするというのは、持続可能とは言えないのではないかなという気がしております。

以上です。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょう。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。多摩地域ではローム下の砂礫層に存在する地下水をのところ井戸水として使用しているという現状がある中で、そこについて土壌汚染に起因する地下水調査ができていないというところが台地の1つの特徴であるところに対して、低地については、かなり浅い位置に地下水が存在する中で、地下水調査は多く実施されていますが、そこについては確かにあま飲用に供しているということは考えにくいという状況にあります。このような状況を踏まえながら地下水のデータを整理する中でどこまで調査を求めていくのかというところを整理していきたいと考えています。

【大塚委員長】 よろしいでしょうか。低地部のほうも災害時の問題は、なくはないので、 その辺も含めてよろしいでしょうか。

【田中課長】 事務局、田中です。補足ですが、法律の方では、地下水が飲用されているかどうかということなのですが、このガイドブックは条例の方で、地下水保全を目的として、将来にわたって一定濃度以上の土壌汚染、土壌地下水汚染がある時に調査をするということを定めている。そこの条例独自な部分についてどのように解説していくかというふうなところを主眼に置いております。今、委員からいただいた意見、その辺をよく考えながら、作っていかなければと考えております。

【大塚委員長】 どうもありがとうございました。

では、小林委員、お願いします。

【小林委員】 私もこういう地下水の情報を集計していただくのは非常に汚染の理解ですとか、対策を考える上で有用だと思っております。こういうフルスペックの情報を集計していただくということなので、もう一つ将来的な課題として、ぜひ自然的要因での基準超過に関する情報、それも今後検討していただけたらいいなと思っております。国の取りまとめとかだと、地下水の基準超過の8割方、自然的要因によるということになっていますし、都の場合どうなのかなということですとか、あとやはり自然的要因でも砒素、フッ素、ホウ素ですとか、そういうものについてはかなり汚染があるわけですよね。ですから、そういうものと人為由来の汚染と比較をして、実際どの程度のレベルなのかというのを、ただ基準超過だから非常に危ないではなくて、判断の物差しになるようなものになるかと思いますので、ぜひ今後情報収集いただけたらと思います。

以上です。

【大塚委員長】 事務局、いかがですか。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。自然由来の観点も重要だと我々も思っておりますので、加味しながらまとめていけたらと考えております。

【大塚委員長】 どうぞ、御検討ください。よろしくお願いします。 では、徳永委員、お願いします。

【徳永委員】 1つコメントですけれども、先ほどの鈴木委員がおっしゃっていたように、 宙水の評価って結構、特に台地のところでは重要になってくると思うのですけれども、その ときにボーリングの地点だけで判断するのはすごく難しくて、少し幅広に、その地点がどう いう位置にあって、地下水全体の状況がどうなっているかというのをにらみながら見てい くというようなことをされると、より合理で、今の地下水の理解に関する適切な位置づけで の評価ができていくかなという気がしますので、そこはお考えいただいたらいいかなとい う気がいたしました。

もう一つは、先ほど委員長がおっしゃっていましたけれども、災害時地下水利用みたいなことが場合によっては浅い地下水を使うことがあり得る領域ではあると思うんですね。まあ、23区の埋立のところで災害時に地下水を上げますかというと、いろいろなことがなかなか難しいというところはあるかもしれないですけれども、一方で、使い得るところというのはあり得るかもしれないというか、そういうことがローカルに進んでいるようなところもあるので、地域の状態に応じてどういう意味を持たせて結果を提示していくかというこ

とは、少し丁寧に考えていただいて、よりよいメッセージとして出していただくということをすると、今やってくださっていることが、非常に意味があるものになるかなという気がしますので、こちらもコメントでございますが、御検討いただければと思います。

以上です。

【大塚委員長】 ありがとうございます。

事務局、よろしいでしょうか。

【須藤課長代理】 はい。ありがとうございます。一つ目のご意見につきましては、おっしゃるとおり、地下水は流動するものなので、広域性や地形、地質、いろいろなものを加味しながら全体的に評価してまとめていけたらと思っております。二つ目のご意見についても、検討の中で考えさせていただきたいと思います。

【大塚委員長】 災害時の地下水は、埋立地はともかく、23区の中で埋立地でないところは関係すると思います。

では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。今の徳永先生のコメントに追加のコメントをさせていただくような形になりますが、宙水を持つような、この水付きロームについては、ある程度区でまとめられている事例があると思います。例えば世田谷区ですと、渋谷粘土でしたっけ、粘土層の分布図みたいなのが作られていますので、そこら辺も含めて分布範囲を把握されるといいのかと思いました。

それから、2点目ですけれども、やはり地下水保全という観点、飲用以外の話でこの条例、 僕は東京都の条例を非常に評価しているのは、そこの部分があるのですが、そういうことが ありますので、地下水汚染については十分に確認をしていただきたいと思いますし、例えば 大阪のように、今まだ東京ではやられていませんけれども、うめきたのように地中熱の利用 等が始まってしまえば、ボーリングはマルチスクリーンで上下の帯水層関係なくボーリン グが70メートルとか100メートル、掘られてしまう可能性はあります。そうすると、地 下水汚染が下の帯水層にまで拡大することが平気で起きてしまうということもあり得ます ので、やはりきちんと地下水汚染の有無というのは把握しておくべきだと思いました。

以上です。

【大塚委員長】 どうもありがとうございます。

どこかで土壌汚染対策も気候変動対策と一緒にという話が最初のほうにありましたけれ ども、地中熱の利用はまさにそれとの関係もございますので、温暖化対策のこの間作った国 の計画の中にも一言入れていただいていますが、大阪でもそこは熱心ですけれども、東京は 地盤沈下のことを気にされていると思うので、なかなかあまり熱心にはなりにくいところ がおありだと思いますが、完全に全量の還元型の地下水の地中熱の利用というのもありま すので、それだったら地盤沈下は起きませんので、ぜひ検討していただいたらいいと私も思 ってはいます。それは余計な話で恐縮ですけれども、そういうときに地下水の保全とか、地 下水の調査は大事だということが今鈴木委員からおっしゃっていただいたということだと 思います。

事務局、何かありますか。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。本日ご意見を多くいただきましたので、データが出そろった中で検討を進めていけたらと思っています。

【大塚委員長】 石﨑委員、お願いします。

【石崎委員】 今までの御議論を伺っていて、私ども事業者からしますと、やはりある程度土地の高さがあるところは当然、流向というもので分かっていらっしゃると思うのですけれども、ある程度低地、例えば私どものところなどは墨田区ですし、さらにもっと低いところ、江戸川区とかありますけれども、先ほど佐藤先生が言われたように、永遠に自分の土地に関しては管理して責任を負わなければいけないというところで、とはいえ、地下水に関してはやはり流向があっていろいろなところから流れてきているとか、どこから来ているか分からないというところがありますし、これが低地になればなって、海に近ければ近くなるほど、例えば海の満ち引きのほうが影響するのかとか、例えば荒川の流域だったら、荒川の水量が影響するのかとか、利根川の流域には利根川の流量が影響するのかとか、その辺のところも調べていらっしゃるかなというところを伺いたいのですけれども。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。流向等の要素については文献調査により調査をして、マニュアルの中で記載をしつつ、先述の地下水調査をやっていくかというところに 反映をしていけたらと思っております。

【石崎委員】 できればやはりポイントごとに地下水というのが、どういうところから流れてきて、どういうところの影響を受けているのか、先日も少し、事前説明のときも、中間層にたまっている水と例えばそばを流れている地下水とが果たして水の水質を調べたときに関連性があるものなのか、それとも単に雨水としてたまっているものなのか、その辺のところの関連性も調べていただけるというような話はさせていただいたんですけれども、それと関連してやはり全体的なエリアの中で、このエリアは大体どういうところが最大に影

響しているのかとかというところも、例えば今後ですけれども、つけ加えていただけると、 我々みたいに事業を営んでいる者としては多少その注意の方向性というのが見えてくると 思うので、今後お願いできればと思うのですけれども。

【大塚委員長】 事務局、よろしいですか。

【須藤課長代理】 はい。ありがとうございます。検討させていただきます。

【大塚委員長】 よろしくお願いします。

ほかには、いかがでしょうか。

【勝見委員】 よろしいでしょうか。

【大塚委員長】 はい。お願いします。

【勝見委員】 ありがとうございます。大変な量の調査、整理をしていただいているということで、この取組に敬意を表したいと思います。この調査自体については、ガイドラインを作るということの根拠データになるという具合に理解をいたしましたけれども、せっかくこれだけのデータが集められるということで、このガイドラインの参考資料的なものになるにしても、全てを網羅した形には取りにくいのではないかなという具合にございますけれども、データの中にはいろいろな関係で活用できるものも含まれてくるんじゃないかなという具合に思いますので、そういう観点でゴールはもちろんあるということは承知しておりますけれども、それ以外の活用の可能性があるということで、データの収集、解析を続けていただきたいという具合に思います。よろしくお願いしたいと思います。

【大塚委員長】 事務局、よろしいでしょうか。

【須藤課長代理】 はい。ありがとうございます。

【大塚委員長】 そのようなことで進めさせていただければと思います。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 今の勝見先生のコメントに関して、今思いついたのですけれども、こちらのアウトプットは紙ではなくてGIS上でしょうか。データ活用を考えると、地図上に載っているほうがユーザーとしてはやりやすいと思ったのですが、その方向性に関して今のところのお考えを教えてください。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【須藤課長代理】 ありがとうございます。最終的にはGIS等に搭載できたらとは思っておりますが、現状は紙でのまとめまでというところでございます。

【小野委員】 ありがとうございます。御検討いただければ。

【田中課長】 今のところ、このマニュアルは紙といいますか、電子であればPDFでネットに載せる予定ですけれども、先ほど勝見委員からありましたけれども、データはある程度集まっているので、そのデータも何か社会で活用されるように公表するとかGISとなると少しハードルは上がりますけれども、検討させていただければと思います。

【大塚委員長】 パブリックドメインのほうにしていただけるといいと思うので、少し時間がかかるかもしれませんけれども、社会で活用できるようにしていただけるとありがたいと思います。

全体を通じまして何かございますでしょうか。よろしいですか。では、本件につきましては、この議論を踏まえて進めさせていただくということでよろしいでしょうか。次の検討委員会でまた取り上げていきたいと思います。委員の御意見を踏まえながら、作成を進めていく予定でございます。よろしいですね。ありがとうございます。

では、次にその他ということで、事務局、何かございますでしょうか。

【田中課長】 事務局から今後の土壌汚染対策の方向性についてということで、その他の中で、今、環境基本計画の見直しということも環境局全体としてやっておりまして、その中で出します方向性について少し御意見をいただければと思っていますので、お願いいたします。

【重田課長代理】 重田でございます。説明させていただきます。環境基本計画の改訂は、 5年ごとに行われており、令和4年度に改訂する見込みでございまして、資料のようなスケ ジュールを想定しているところでございます。これに向けて今後の土壌汚染対策制度の方 向性ということで、たたき台としてまとめさせていただきましたので、御意見をいただけれ ばと思っております。

左側の図にございます3つの施策を3本柱として取り組んでいきたいと考えております。上から①、②、③とございますけれども、まず①といたしまして環境規制でございます。これは地下水環境保全などの条例独自の規制を確実に推進するとともに、健康被害の防止に向けて必要な制度改善、運用を行っていくというものでございます。2番目といたしまして、自主的取組の促進でございます。こちらにつきましては、土壌の3Rや操業中対策などの技術支援や啓発を行っていくとともに、アドバイザー制度を活用した中小事業者支援を強化するというものでございます。3つ目といたしまして、オープンデータです。オープンデータ化により土地の利活用や基準不適合土壌が存在する土地の管理や自然由来等の土壌のトレーサビリティを確実に行っていくということを目指しております。

この3本の柱は互いに補完する関係でございまして、3つを同時に進めていくことで完全となります。いずれも新しい取組ではございませんが、今ある取組をより強化して進めていくというものでございます。

私からの説明は以上になります。

【大塚委員長】 今の事務局からの御説明につきまして、何かございますでしょうか。どうぞ、小林委員、お願いします。

【小林委員】 ありがとうございます。少しだけ気になった点として、先ほども少し話したのですけれども、情報共有とか管理のところにオープンデータ、情報発信だけではなくて、リスクコミュニケーションも併せて、これも言葉に入っているのかもしれないのですけれども、抜けないようにというお願いです。

以上です。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょう。

【田中課長】 ありがとうございます。そういった観点も大変重要だと思いますので、考えていきたいと思います。

【大塚委員長】 石﨑委員、お願いします。

【石崎委員】 この②のところの土壌汚染アドバイザー制度、これはやはりもう少しPR していただいて、それとこの土壌汚染アドバイザー制度の事業者が、東京都は比較的分かりやすい、利用しやすい状況にこの環境確保条例を改定している中で、まだなかなかこのアドバイザー制度で来る事業者が、その土壌のいろいろなことをアドバイスする事業者がまだ何か古い土対法ですとか水濁法の意識が強くて、もう少し柔軟な思考で対応してくれるようなところを環境局さんのほうでアドバイスしていただくというか、もう少し運用面の部分をアドバイスしていただけると非常に助かるので、現状、何かあると事業者から比較的、私のところに相談が来てしまうので、私はアドバイザーではないので勘弁してくれと言っているんですけれども、その辺のところを環境局さんのほうで、もう少しそのアドバイザー制度の事業者のほうに、今、東京都はこういうふうにこの3Rですとかを使って、もう少し緩く、緩くという言い方も変ですけれども、実効性のあるものをやっているんですよというところを指導していただければなと思うのですけれども、いかがでしょう。

【大塚委員長】 事務局、いかがでしょう。

【重田課長代理】 ありがとうございます。総合相談窓口とか、もっと使いやすくなるように検討したり、アドバイザー制度の派遣件数を増やすような取組を考案したりしながら、

中小事業者支援、今後もしっかりと行っていきたいと考えております。

【田中課長】 補足ですみません。アドバイザーが、先ほど1つ目の議題でもありました 持続的な対策とか合理的な対策、そういったことについても、アドバイザーにもしっかり研 修なり、打合せもしながら、そういった観点を踏まえてしっかりしたアドバイスをするとい うことで進めていっているのですけれども、まだ不十分な点があるということで、さらに持 続可能な観点も踏まえたアドバイスがきちんとできるようにしていきたいと思っておりま す。御意見、ありがとうございます。

【石﨑委員】 よろしくお願いいたします。

【大塚委員長】 ほかには、いかがでしょうか。

【志村部長】 委員長、すみません。補足を少ししたいのですけれども。

【大塚委員長】 はい。どうぞ。

【志村部長】 今、この土壌汚染対策制度の方向性ということで、あまり従来の取組と変わりがないというようなニュアンスでの説明となってしまったのですけれども、実際には環境規制を中心に我々はやってきたところでございますけれども、土環センターのデータなどを見ても、件数ベースで8割程度は自主的な対策、自主的な調査というようなことで進められておりまして、そういったものについてもこれから持続可能な土壌汚染対策に取り組んでいただきたいというところです。

それから、オープンデータ、情報共有については、現在、土壌汚染関係の届出情報のシステム化をやっておりますので、そういったものができれば、どこでどういう調査が行われていて、どういった結果になっているというような情報が共有されるという中で、少し自主的な取組を支えていくような方向というのも1つ柱として出していきたいなということで、この3本柱、規制だけではなくて、事業者さんが自主的にやっているものについても持続可能なものになっていくようにということで、3つをバランスよく施策として進めていきたいと考えておりまして、これについて具体的にどういったことをやっていくのかということについては、また次回以降、先生方にお示しして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【大塚委員長】 どうもありがとうございました。分かりやすく御説明いただけたと思います。

ほかには、いかがでしょうか。この図ですけれども、少しだけ気になっているんですけれ

ども、環境規制のところで健康被害防止と書いてあって、これは、だから、土壌汚染との関係で書いていらっしゃるんですよね。

【田中課長】 はい。

【大塚委員長】 地下水のほうが環境保全ということなのだと思うんですけれども、この 2つが書いてあると、上のほうは何なのかなと少し思ったりもするんですけれども。

【田中課長】 この2つの書いている意味合いといたしましては、土壌汚染対策法と環境確保条例の目的のところに、まず健康被害の防止ということが明確に書いてありますので、その健康被害の防止ということを載せて、それプラス先ほど来、今日の2番目の議題ですけれども、条例では地下水の部分について少し上乗せといいますか、やっておりますので、その条例の独自の部分で地下水環境保全というのがあるので、そこの2つの部分を環境規制としてやっているということを書いているというところでございます。

【大塚委員長】 そうすると、条例の趣旨からしてやはり、この言葉は変えないほうがいいということですね。

【田中課長】 今まで条例改正のときからずっとこの地下水環境保全という言葉を使ってきていて、要は一定濃度以上の土壌汚染なり地下水汚染があったとき、土壌汚染があったときには地下水汚染が拡散しないようにするといったような趣旨のものが条例に入っていますので、そこの部分をこのように表現しているというところで。

【大塚委員長】 健康被害防止のほうは土壌汚染だけの話なんですか。地下水汚染も関係はしているんですか。

【田中課長】 厳密に言いますと、土壌汚染に係る法体系では土壌汚染に伴う地下水汚染 という関係になっているかと思います。

【大塚委員長】 ということで、あまりそこは細かくなるから、健康被害のほうは何もつけないで書いたほうがいいということですか。

【田中課長】 はい。

【大塚委員長】 はい。分かりました。

ほかによろしいでしょうか。では、御議論、どうもありがとうございました。

【石﨑委員】 先生、大塚先生、よろしいですか。

【大塚委員長】 石﨑先生、どうぞ。

【石﨑委員】 ずっと私、議論していて、公害防止管理者の件で、実は経済産業省と先般 意見交換することがありまして、その中でやはり国のほうが土対法と水濁法で、東京都の場 合はこの環境確保条例一本で土壌から地下水のことまで網羅しているというところで、大塚先生が今言われたように、私もすごくこれ、違和感があるんですけれども、表現の仕方に。ただ、2つの法体系を1つの条例にまとめているというところの根本的な違和感がどうしても解消されないというところは、大塚先生、いかが考えているのかなと思いまして、それだけ、先生に質問なんですが。

【大塚委員長】 私ですか。

【石﨑委員】 はい。

【大塚委員長】 それはどっちがいいかというのは、そんなに簡単には言えないかもしれなくて、土壌と地下水は密接に連関してお互いに影響し合うので、1つの条例で対応すること自体は悪いことではないですし、ヨーロッパの動きとかでも産業との関係で汚染に関するものを一本化して統合的に対応するということは、90年代の終わりぐらいからやってきてはいるので、そういう意味では都のやり方というのは、悪いということではなくて、むしろ、先進的なのかなというところもあるんですけれども、ただ、法律とずれるところは、事業者の皆様とか関係者の方からすると、ちょっと気持ちが悪いかもしれないなとは思います。

【石﨑委員】 結局、公害防止管理者も東京都が先に制度を作ってしまって、国が後追いで作ったというようなところもあって、この土対法だとか水濁法、東京都が先に作ってしまって、条例として。後追いで来たというところの、どうしても違和感があるので、経産の方々にもその辺を突っ込んだんですけれども、まあ、笑ってごまかされたというところで、まあ、そうですねみたいな感じで終わってしまったんですけれども、そこで先生はどうお考えなのかなというお話をと思ったので、すみません、ありがとうございます。余談でした。

【大塚委員長】 公害全般に関して1つのシステムで対応するというのは、都が昔からやってきた方法で、環境確保条例がそれを集大成した形にはなっていますが、そこは確かに個別的に法律を一つ一つ作ってきた国のほうとは少し違うんですよね。ただ、それは全般的に言うと、都のやり方が悪いということはないとは思いますけれども、ずれていること自体についてどう見るかという問題は別にあるかなとは思います。

【石﨑委員】 ありがとうございます。

【大塚委員長】 ほかには、いかがでしょうか。全体を通じまして委員の皆様から何かご ざいますでしょうか。この問題に限らず、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は、これにて全て終了いたしました。委員の皆様、どうもありがと

うございました。これで進行を事務局にお返しいたします。

【田中課長】 それでは、本日は長時間の御審議、また、大変有意義な御意見等いただきまして、どうもありがとうございました。

最後に事務連絡が2点ほどございます。1点目でございますが、本日の議事録につきまして、作成できましたら委員の皆様にメールで送付させていただきますので、御確認をいただけますようにお願いいたします。2点目ですけれども、次回の検討委員会につきましては、3月25日ということで予定しております。こちらのほうも御予定をお願いいたします。では、これにて本日の検討委員会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —